

## ○学校法人金沢工業大学個人情報の保護に関する規則

(平成 22 年 12 月 1 日施行)

改正 平成 27 年 12 月 1 日

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規則は、学校法人金沢工業大学（以下「本法人」という。）における個人情報の取得、利用、保管、その他の取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所その他により特定の個人を識別することができるもの又はその情報自体からは特定の個人を識別することはできないものの、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものをいう。

2 この規則において「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、個人情報を容易に検索することができるようにコンピュータ又は帳簿等によって体系的に構成したものをいう。

3 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

(教職員等の責務)

**第 3 条** 本法人の役員、評議員、教職員及びその他本法人に勤務する者（以下「教職員等」という。）は、この規則及び関係法令等を遵守し、保有する個人情報を保護する責を負う。

2 教職員等は、職務等により知り得た個人情報を故意又は過失により漏えいし、又は棄損し、若しくは滅失し、又は不当な目的に利用してはならない。その地位を退いた後においても同様とする。

3 本法人は、教職員等に対し、個人情報を適正に取り扱うための適切な指導及び啓発に努めるものとする。

(適用除外)

**第 4 条** この規則は、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には適用しない。ただし、その場合においても個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）に基づく「個人番号」及び「特定個人情報」の取扱いに関しては、

別に定める「学校法人金沢工業大学個人番号及び特定個人情報取扱規則」による。

## 第2章 個人情報の取得、利用及び提供

(取得)

**第5条** 個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取得してはならない。

2 前項の利用目的については、個人情報を取得する前又は取得した後に速やかに本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。利用目的を変更したときは、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 第2項及び第3項後段の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合及び本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

5 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、やむを得ない合理的理由がない限り、取得してはならない。

6 個人情報は、適法かつ相当な手段により取得しなければならない。

(利用)

**第6条** 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。

(1) あらかじめ本人の同意を得た場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を執行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

**第7条** 個人データは、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合につい

ては、この限りでない。

- (1) あらかじめ本人の同意を得た場合
  - (2) 次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いてある場合
    - ア 第三者への提供を利用目的とすること。
    - イ 第三者に提供される個人データの項目
    - ウ 第三者への提供の手段又は方法
    - エ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 2 個人データを第三者に提供する場合は、当該提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複製又は複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のための適切な措置を講じなければならない。

(委託、共同利用)

**第8条** 前条の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 本法人が外部業者等に対し個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。  
この場合には、委託した者に対し委託された個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合。この場合には、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。エ及びオに掲げる事項を変更する場合も同様とする。
  - ア 個人データを共同利用すること。
  - イ 共同利用する個人データの項目
  - ウ 共同利用する者の範囲
  - エ 共同利用する者の利用目的
  - オ 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

### 第3章 個人情報の管理

(管理責任者)

**第9条** 個人データを適正に管理するため、個人データを取り扱うそれぞれの部署に個人データ管理責任者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、理事長が指名する。
- 3 管理者は、各部署における個人データの管理責任を負うとともに、所管する部署の教職員等が個人データを適切に取り扱うよう指導し、監督しなければならない。

(委員会)

**第10条** 個人情報の保護を適切に行うため、本法人に個人情報保護検討委員会（以下「委

員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条に掲げる管理者により構成し、委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員会は、個人情報に関する次の事項について検討、審議する。

ア 個人情報の保護に必要な知識等の周知及び啓発に関する事項

イ 個人情報の適正な取得のための方法及び措置に関する事項

ウ 個人データの安全管理のための方法及び措置に関する事項

エ 個人データの開示等の請求及び苦情申立に関する措置に関する事項

オ 個人データの第三者提供に関する事項

カ その他個人情報の保護のために必要な事項

(事務の所掌)

**第11条** 本法人の個人情報の保護に関する主管部署は、総務部総務課とする。

#### 第4章 個人データの開示等

(開示)

**第12条** 本人(法定代理人を含む。以下同じ。)又は代理人は、当該本人に関する個人データの開示を請求することができる。

2 開示の請求は、本人又は代理人であることを明らかにし、本法人の所定の書類に既定の手数料を添えて、開示を求める個人データの管理者あてに提出しなければならない。

3 本法人は、開示の請求を受けたときは、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、開示の請求に係る個人データが次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(2) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

4 開示は、当該個人データの記載されている文書の写しを交付する方法により行う。当該個人データが電磁的記録によるものであるときは、印字装置によって出力した帳票の交付をもって行う。ただし、本人が同意したときは、その他の方法によることができる。

5 本法人は、第3項の規定に基づき求められた個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(訂正等)

**第13条** 本人又は代理人は、当該本人の個人データの内容が事実でない場合は、その内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる

- 2 請求の方法は、前条第2項に定める手続きを準用する。ただし、手数料は必要としない。
- 3 本法人は、第1項の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 4 本法人は、前項の規定に基づき個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。（利用停止等）

**第14条** 本人又は代理人は、当該本人に関する個人データが、利用目的に反して取得され、又は利用されている場合、その利用を停止し、又は消去すること（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 請求の方法は、前条第2項に定める手続きを準用する。
- 3 本法人は、第1項の請求を受けた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、利用停止等又は適切な措置を講じなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要する場合、その他利用停止等が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 本法人は、前項により個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、利用停止等を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。（苦情の申立）

**第15条** 本人又は代理人は、当該本人に関する個人データの取扱いについて苦情の申立をすることができる。

- 2 本法人は、苦情の申立を受けた場合は、申立事項について遅滞なく必要な調査を行い、その結果と講ずる措置を本人に対し文書で通知しなければならない。

## 第5章 雑則

（補則）

**第16条** この規則に定めのない事項及びこの規則の解釈の適用は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に従う。

## 附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行し、金沢工業大学個人情報適正管理規程（平成13年4月1日施行）及び金沢工業高等専門学校個人情報適正管理規程（平成14年4月1日施行）は廃止する。
- 2 この規則は、平成27年12月1日から改正施行する。